

開講年度・学期	2017年度・通年	授業形態	演習
科目名	専門演習（労働法）	科目ナンバー	JASEM3303
英語表記	Seminar on Labor Law	担当教員	根本 到
単位数	4		
科目の主題			
労働法をめぐる事案において労使がどのように対立しているかを理解したうえで、労働法解釈のあり方について学んでいってもらいたい。			
授業の到達目標			
労働に関する話題は身近なところで生じており、労働法は法律問題の中でも比較的接しやすい分野であろう。しかし、労働問題は、法的論点が複雑に絡み合っていることも多く、裁判などでは高度な法理論が展開されている。そこで、この演習では、労働法における具体的な論点を素材としながら、こうした法理論も含めて、いろいろと考えていくことにする。			
授業内容・授業計画			
テーマごとに担当者（2人以上）を決め、先行研究や判例の状況などを検討してもらおう。各担当者は演習の場で報告し、報告の際は討論を行う。前期は、労働法の論点ごとに学習を行い、後期は、判例を中心に勉強していってもらう予定である。また後期には、大阪労働局に見学に行くことも考えている。			
事前・事後学習の内容			
テーマの内容を教科書などで予習してくること。事後には、とくに判例の射程に関わって、どのような影響があるかを考えてもらいたい。			
評価方法			
発表した内容等をもとに、評価する。			
受講生へのコメント			
学部の労働法の講義を必ず受講すること。			
教材			
教材は、毎回の演習ごとに適宜示す。			
その他			
履修可能最低年次			
3年次生以上			